

警察庁政策評価研究会

第22回議事録

平成23年6月22日開催

警察庁長官官房総務課

第22回警察庁政策評価研究会

1 日時

平成23年6月22日（水）午後1時00分から午後2時25分までの間

2 場所

警察庁庁議室

3 出席者

委員

前田 雅英 首都大学東京法科大学院教授（座長）

妹尾 堅一郎 東京大学特任教授

櫻井 敬子 学習院大学法学部法学科教授

警察庁

米田 壯 官房長

坂口 正芳 総括審議官

栗生 俊一 政策評価審議官

田中 法昌 官房審議官（生活安全局）

神山 憲一 官房審議官（刑事局）

佐々木 真郎 官房審議官（交通局）

鎌田 聡 官房審議官（警備局）

水本 善文 技術審議官

山下 史雄 総務課長

樋口 真人 情報通信企画課長

桐原 弘毅 総務課情報公開・個人情報保護室長

大橋 亘 科学警察研究所総務部長（オブザーバー）

4 議題・報告事項

(1) 議題

平成22年度実績評価書（案）

目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組の実施について

(2) 報告事項

規制の事前評価書の作成・公表について

平成22年度政策評価実施結果報告書（案）について

(山下課長)

それでは、定刻となりましたので、これから第22回警察庁政策評価研究会を始めさせていただきます。

議事に先立ちまして、当庁から今回初めて出席する者の紹介をさせていただきます。

(田中審議官)

生活安全局担当審議官の田中です。よろしくお願いします。

(水本審議官)

技術審議官の水本です。よろしくお願いします。

(山下課長)

なお、本日、諸事情によりまして、田辺委員と西川委員が御欠席されております。

それでは、官房長の米田から御挨拶申し上げます。

(米田官房長)

本日も御多忙中のところ、研究会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

この度の東日本大震災では、すでに阪神・淡路大震災における警察官の延べ動員数を上回っております。当初はインフラも壊れておりまして、燃料はない、食料はないという状況で、なかなか部隊の派遣もままならなかったわけですが、徐々に体制を整えてまいりました。警察も大変な被害を受けまして、警察施設で使い物にならなくなったものもございますし、人的被害も、現在、警察官の遺体を確認できたのが25人、あと5人が行方不明です。最近の年間の殉職者は数人規模で推移しておりましたので、大変な被害でございました。

震災は震災で対応しておりますが、いずれにしても警察全般について検証しなければいけないわけで、政策評価は着実に進めていきたいと思っております。

本日の議題の1点目は、「平成22年度実績評価書(案)」でございます。昨年3月に「平成22年度実績評価計画書」を策定いたしまして、その達成状況について事後評価を行うものでございます。

議題の2点目は、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組の実施について」でございます。本年4月に総務省の行政評価局長から各府省の官房長等に対して発出された通知に基づき、当庁が実施した試行的取組について御意見を賜りたいと存じます。

また、報告事項として、「規制の事前評価書の作成・公表について」と「平成22年度政策評価実施結果報告書(案)について」の2点がございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(山下課長)

次に配付資料の御説明をいたします。今回の配付資料は、議事次第を除いて7つございます。

資料1は、議題1の「平成22年度実績評価書（案）」でございます。資料2「平成22年度実績評価書要旨（案）」及び資料3「平成22年度実績評価書（案）」における評価結果一覧」というA3版の資料は、その関連資料でございます。

資料4は、議題2の「目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組の実施について」でございます。

また、報告事項に関する資料といたしまして、資料5「規制の事前評価書」、資料6「規制の事前評価書要旨」、資料7「平成22年度政策評価実施結果報告書（案）」がございます。

それでは、前田座長の司会によりまして、議事進行をよろしくお願いいたします。

（前田座長）

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

本日の議題に入ります前に、当研究会を一般公開すること及び議事録を公開することの是非について御確認申し上げたいと思います。総務省から、各省庁が開催する政策評価に関する有識者会議について、原則として一般公開するとともに、議事録を公表することが求められております。当研究会に関しましては、国の治安に関する事柄を取り扱うなど、その特殊性を考慮いたしますと、研究会自体を一般公開することは適切ではないと考えております。他方、議事録につきましては、事務局で案を作成した後に、各発言者が内容を確認するなどした上であれば、警察庁ウェブサイトに掲載することにより公開しても問題ないと考えております。

只今申し上げた方針について、何か御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、研究会自体は非公開、議事録は公表ということを確認させていただきました。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議題は、「平成22年度実績評価書（案）」と「目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組の実施について」でございます。

まず「平成22年度実績評価書（案）」について、情報公開・個人情報保護室の桐原室長から説明をお願いいたします。

（桐原室長）

それでは、議題1の「平成22年度実績評価書（案）」について御説明いたします。

本評価書は、昨年3月に策定いたしました「平成22年度実績評価計画書」において設定した7つの基本目標の下の29の業績目標について、評価を実施したものでございます。資料1が評価書（案）でございますが、こちらは分量が多いので、資料3「平成22年度実績評価書（案）」における評価結果一覧」、A3版で折りたたんでありますが、これに基づいて御説明いたします。

この資料の業績指標と評価の結果の欄の右側に、それぞれ、〇、△、×の印が付けてあります。これらにつきましては、資料の右上に説明が書いてありますが、〇が「目標が達成されたと認められる」、△が「目標はおおむね達成されたと認められる」、×が「目標達成が十分とは言い難い」ということを表しております。それでは、資料3を使

って基本目標1から順を追って簡潔に御説明いたします。

まず、生活安全局関係の基本目標1「市民生活の安全と平穩の確保」についてです。業績目標は7つございます。このうちの3つ、すなわち業績目標1「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」、業績目標2「地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化」、業績目標4「犯罪等からの少年の保護」につきましては、「目標を達成した」と評価しております。それ以外の業績目標については、「おおむね達成」と評価しております。また、業績目標の中では「達成が不十分」というのはございませんが、業績指標の中では、5の「風俗関係事犯」、6の「ヤミ金融事犯」、6の「知的財産権侵害事犯」の検挙件数・検挙人員におきましては、「目標の達成が不十分」と評価しております。

次に、1枚めくっていただきまして、刑事局関係の基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」についてです。業績目標は6つございます。そのうち、業績目標1「重要犯罪に係る捜査の強化」につきましては「目標達成」、その他の業績目標につきましては「おおむね達成」と評価しております。こちら、業績目標で「達成が不十分」というのはございませんが、業績指標の中では、4の「振り込め詐欺の検挙状況」、6の「監督対象行為の発生件数」につきましては、「目標の達成が不十分」と評価しております。

次に、1枚めくっていただきまして、組織犯罪対策部関係の基本目標3「組織犯罪対策の強化」についてです。業績目標は5つございます。このうちの2つ、すなわち業績目標1「暴力団の存立基盤の弱体化」、業績目標5「犯罪収益対策の推進」については「おおむね達成」と評価したところでございますが、その他の業績目標、すなわち2「薬物事犯の取締り」、3「銃器犯罪の取締り」、4「来日外国人犯罪対策」につきましては、「達成が十分ではない」と評価しております。業績指標につきましても同様で、7つの指標で「目標達成」、1つの指標で「おおむね達成」、8つの指標で「達成が不十分」と評価しております。

次に、1枚めくっていただきまして、交通局関係の基本目標4「安全かつ快適な交通の確保」についてです。業績目標は5つございます。業績目標のいずれも「おおむね達成」と評価しております。業績目標で「達成が不十分」というのはございませんが、業績指標の中では、1の「歩行者と自転車との交通事故件数」につきましては「目標の達成が不十分」と評価しております。これは、歩行者と自転車との交通事故件数は21年から減少しているのですが、基準年の17年に比べて増加していることから、そのような評価をしております。

続きまして、警備局関係の基本目標5「国の公安の維持」についてです。業績目標は4つございます。業績目標1「重大テロ事案等の予防鎮圧」については「目標達成」、それ以外の業績目標については「おおむね達成」と評価しております。こちらは、業績目標・業績指標ともに「達成が不十分」としたものはございません。なお、業績目標2「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」の業績目標「災害警備活動の実施状況」の部分につきましては、後ほど、警備局担当審議官から補足説明がございます。

次に、1枚めくっていただきまして、基本目標6「犯罪被害者等の支援の充実」についてです。業績目標は1つで、「おおむね達成」と評価しております。

最後に、基本目標7「安心できるIT社会の実現」についてです。業績目標は1つ

で、「目標達成」と評価しております。

以上で、「平成22年度実績評価書」(案)の説明を終わります。

(前田座長)

ありがとうございました。

それでは、警備局の鎌田審議官から補足説明をお願いします。

(鎌田審議官)

基本目標5の業績目標2「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」の業績目標「災害警備活動の実施状況」の部分に、
、
、
という印を付けずに、横線を引いております。

資料1の「平成22年度実績評価書(案)」でこれに該当する部分は90ページから93ページでございます。93ページの中ほどの「評価の結果」という欄には、「業績指標 については、現在も災害警備活動を行っているところであるが、業績指標 及び については目標を達成したことから、業績目標である『大規模自然災害等の重大事案への的確な対処』をおおむね達成したと認められる。」と書いております。業績指標 については、今回は行わなかったということでございます。

これにつきましては、東日本大震災が、御案内のとおり極めて巨大な震災でありますし、また、これに伴う災害警備活動が現在進行形の状況でございます。特に原発に関しましては、事故と申しますか、災害自体が進行しているところでございます。今回評価を行うとすれば、平成22年度の評価でございますので、3月11日の震災発生から月末までについて評価することは不可能とは言えないかもしれませんが、現在も災害警備活動を行っている中において、その期間だけを取り出して、
、
、
という評価を単純に付けていくことに、抵抗と申しますか、違和感がありまして、今回は評価を控えさせていただきます。

今回の震災に対する初動措置につきましては、我々としましては、従来からの準備、訓練等を踏まえまして、しっかりと対応したつもりですし、世間からも一定の評価を得ているものと思っておりますが、こうした評価をする場合には、もう少しきちんと検証を行っていくことが必要であると考えております。93ページにも書かせていただきましたが、政府全体でもいろんな検証や検討が行われておりますし、当面の問題として、予算の編成等がございますが、そうした過程におきまして、今回の震災の教訓等も踏まえながら、必要な措置を執っていきたいと考えております。

この点についての考え方は以上でございます。

(前田座長)

ありがとうございました。今の点、よろしいでしょうか。警備局の
、
、
という評価を現時点では行わない部分があることにつきまして。

特に御意見がないようですので、全体についていかがでしょうか。

それでは、まず、私の方から。

これは絶対基準なのでしょうか。「目的が達成された」とか「おおむね達成」だとか、

局によって大分違うのではないかと思います。だから、どの局の評価が良いとか悪いとか言ってみても仕方がないわけですが、情報関係は全部 が付いていて、同じ生安でも部門によっては厳しい評価がなされておりますが、これは、あくまでも各局で自己評価されたことなのですか。桐原室長に伺った方がよいのでしょうか。ある程度横並びで見て、「この はおかしい。」といった庁内での議論はないわけですか。

(桐原室長)

基本的には各局で自己評価していただきまして、取りまとめが総務課ですので、バランスというわけではないのですが、全体を見た上で判断しております。ただ、できるだけ客観的なデータに基づいて判断しておりまして、ある局が比較的 が少ないといった結果になったものもありますが、それは、客観的なデータに基づいて判断すれば、そのような評価が可能なのではないかということでございます。

(栗生審議官)

補足いたします。数値目標をかなり徹底してきておりまして、その数値目標によって、ある程度機械的に、目標を達成したかが決まってくるようになっております。そういった意味ではバランスというのは、局の間でとらなくても、数値目標でそれぞれ決まってしまうものでございます。

(妹尾委員)

今の話について、前にも議論したような記憶があるのですが、1つ伺います。評価結果が業績目標ごとにあって、その業績目標は業績指標で細分化されてはいますが、その関係はどのように説明したら良いのでしょうか。つまり、業績指標の達成度と業績目標の評価結果との関係はどういう基準でやっているのですか。

(桐原室長)

それぞれの業績指標の達成状況を総合的に判断して、業績目標の評価結果を決めることとなります。

(妹尾委員)

その「総合的に」というのは、どういう意味なのでしょう。つまり、業績指標の全てに が付いているから業績目標も だと。他方、 が2つで が1つだと になるとか。そうすると、当然、業績指標ごとにウェイトが異なっていますから、ウェイトごとにどのように配慮をしながら全体のバランスをとって評価結果を決めているのですかとそういう質問になります。

例えば、基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」の業績目標4「振り込め詐欺(恐喝)の捜査活動及び予防活動の強化」では、 と で全体として になっています。他方、その下の業績目標5「科学技術を活用した捜査の更なる推進」には4つの業績指標があって、そのうち3つが 、1つが で、こちらも全体として になっています。こういったものは、どのように「総合的に」判断しているのでしょうか。

(栗生審議官)

私からお答えいたします。 、 といった評価は原局から出していただいて、実質的には私のところで判断しております。委員がおっしゃるような明確な基準はございません。原局の意見を聞きながら、それぞれの業績指標の重要度を、パーセントまでは出せませんが、定性的に見て判断しております。ただ、私の方ではかなり厳しめに評価しております。

(妹尾委員)

私は、繰り返し申し上げてきましたが、数値目標だけが全てではなく、定性的な評価も非常に重視する側ではあります。これを完全に定量的手法で判断したら、レーティング・チャートの話になって、ウェイト付けと点数で掛け算して全て評価するということになってしまう。それでは意味がないわけですが、だからといって、目の子でもって「おおむね良いよね。」とやったのでは、あまりにも恣意的だと言われかねない。ですから、実績評価書の段階でになってから「後出しじゃんけん」するのは良くないので今回変えなければならぬとは言いませんが、今後はあらかじめ計画の段階でウェイトを決めておいて、「ここまで行ったら、こうだね。」という「じゃんけんのルール」は決めておいた方が良くと思います。

(栗生審議官)

今の御指摘は重く受け止めなければなりませんので、計画の段階で各局と相談しながら、考え方を整理していきたいと思えます。

(妹尾委員)

次に、基本目標 1 「市民生活の安全と平穩の確保」の業績目標 6 「経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保」の業績指標 「知的財産権侵害事犯の検挙事件数及び検挙人員」が、非常に気になりました。私は内閣の知財戦略本部の専門調査会長ですから、これが なのは残念なことです。専門調査会の方では、警察や経済産業省や税関が頑張ってくれて、大変御努力いただいていると評価しているのですが、ここで というのはどういったことかと思うのです。ちょっと分からないのですが、22ページの部分について説明していただけますか。

(田中審議官)

実は、業績指標の取り方という根本的な問題があります。犯罪が多くなったか少なくなったかにつままして、刑法犯であれば認知件数を見れば判断できるのですが、この知財のような犯罪では、発生件数を把握するのがなかなか難しく、他にこれといった明確な数値がありませんので、仕方なく検挙事件数を用いて評価しております。

ところが、この検挙事件数と申しますのは、ヤミ金事犯が典型的なのですが、対策が進んで犯罪が少なくなると、検挙事件数は当然少なくなってまいります。そうすると、検挙事件数が少ないので、「目標が達成されなかった」と評価することになります。

す。一方で、対策があまり進まなくて犯罪が多くなりますと、被害申告も多くなって、警察としても取締りを強化して検挙事件数が増えます。そうしますと、知財で言いますと、世の中に偽物が横行しているにもかかわらず、「目標を達成した」という評価になります。頭の痛いところではありますが、今年度の実績評価計画書では、業績目標を「過去5年間並の水準を維持する。」とし、「政府模倣品・海賊版対策関係省庁に寄せられた知的財産権に関する相談件数」を参考指標にしております。

知財とかヤミ金では、数値で申し上げるのが難しいのですが、対策が相当進んだ結果、犯罪数が少なくなったものと考えております。特にヤミ金はそうです。しかしながら、検挙事件数・検挙人員は減少しましたので、評価は となってしまいます。しかし、トータルで考えますと、実は、犯罪情勢は改善しているのではないかと、「おおむね達成した」と言っても良いのではないかと考えております。

(妹尾委員)

前にも御紹介したかもしれませんが、模倣品をやっている連中はビジネスモデルを変えてきています。単純に模倣して、単純に日本に輸出してという旧来モデルではなく、第三国を活用する形をとる新規モデルに移行しています。つまり、無印品を作って、意匠権のない中東へ輸出して、そこで銘板を貼って、それをアフリカへ輸出して、逆輸入で裏に回すというものです。これを中国の高官と議論する時に、「一国順法、多国脱法」といって理解してもらったのですが、「マネー・ローンダリングの知財版」が始まっている、つまり「模倣品・海賊版ロンダリング」が始まっております。それぞれの国においては遵法ですので、取締りは難しくなっており、一国で検挙できても、その根っこを押さえることができますかという問題があります。このような中、知財について評価するのは、審議官がおっしゃるとおり難しいというか厄介なものですが、工夫・研究していただく必要があるのではないかと思います。

それともう一つ、サイバー上の犯罪が、知財とどのようにリンクするのかなという問題があります。ウイルス対策は良いのだけれども、著作権の問題については、日本の法律が全く世界に追い付いていない。何でもYou Tubeに無断掲載されてしまいますなんて話があって、あれは違法だけれどもどうしようもないという実態があるにも関わらず、全部 が付いていると、知財関係者がこれを見たとき、一体何なのだろうと思っております。

これは、業績指標自体が追い付いていないのではないかと思います。業績指標をこのように設定した以上、今回はこのように評価するしかないのですが、ここから何を次の改善に結びつけるのかという点を是非検討いただきたいと思います。

(田中審議官)

この問題をどこで取り上げるか、切り分けの問題だと思います。委員が御指摘のような、他の犯罪にサイバー技術を使っているというものにつきましては、それぞれの業績目標でも取り上げていくものと考えます。

(妹尾委員)

「不正アクセスがあって情報が流出しました。それがソニーで起こりましたが、サーバーが海外にあるので、向こうの話で、日本の話ではありません。」とは言えない状況です。どこにサーバーがあろうと、クラウドの時代になったら意味をなさないわけで、その場合、どこまでを評価の対象とするのですかという問題があります。確かに法律的な制約の範囲だとは言えるのですが、社会的にはどうしても違和感は拭えないのです。

(前田座長)

おっしゃるとおりです。ただ、できるだけ数値で評価しようとするすると、過去にある程度蓄積があって、そのつながりで行うこととなりますので、未知と申しますか、新しい領域にどれだけ踏み込んでいるのかという評価は非常に難しいと思います。もちろん、そこを期待されている面もありますので、数値的な評価以外の部分で、先生の御意見を、生安局やIT部門等で反映させていただければと思います。

(妹尾委員)

実績評価というときには、評価できる実績しか取り上げないという裏返しが始まってしまいます。「皿回しは、回せる皿しか回さない」というのと同じです。PDCAサイクルを回すというけれども、それを強調すると官僚の方々は施策としてPDCAサイクルが回るものしか取り上げない。今のような先端的なことは、「にもかかわらず、やるんだよ。」という気概を見せていただけると、国民としては「苦勞して頑張っているな。」と分かると思うので、よろしくをお願いします。

それともう1つ、警備局の「大規模自然災害等の重大事案への的確な対処」ですが、先ほどの「現時点で評価できない」ということにつきましては、全くそのとおりだと思いますが、この「的確な対処」というのは、被災地だけを指しているのですか。3.11のときの首都圏はどうだったかという話は関係しないのですか。

(鎌田審議官)

災害の規模や内容に応じて、被災地以外での活動についても評価することになります。このことは今回の大震災だけではなく、他の災害もそうです。大震災に関しまして、主要な被害があった3県だけでなく他のところも含み得るものと思いますし、原発に関しましては、災害の質が違いますから、場合によっては、もう少し広い範囲で検証していく必要があると考えております。

(妹尾委員)

震災直後、電車が動かなかったり、信号がつかかなかったりして、私も4時間、5時間歩いて帰りましたが、このとき緊急車両が全く動けなかったという状況でした。あのような状況について、どのように評価するというか、×を付けるという意味ではなく、今後に生かすための学習がどのように織り込まれているのでしょうか。

(佐々木審議官)

停電につきましては、震災直後もありましたし、計画停電もありました。これにつ

きまして、いろいろと反省・教訓をまとめて、次にこのような事態が起こったらということを考えていかなければならないと思っております。

(妹尾委員)

ここでは直接は関わってこないのですが、今日の夜、産業構造審議会の産業競争力部会で中間とりまとめを行うのですが、産業界ではエネルギー問題が最重要課題となっています。そうすると、警察においても、そのような問題にどのように対処していますか、それをお聞きできませんか。自立・分散・協調型でとか、例えば、安全確保のためのインフラが自律的に動きますかといったことが課題となってくるのではないのでしょうか。

ここで、「目標を達成した、していない」ということもあります。今後の政策への反映のための学習は何だろうか、課題は何だろうかということがもっと強調されると、国民は安心と言いますか、「警察は、そういう学習をされて、リスクに対してこういう風に手を打とうとしているのだ。」「エネルギー問題についても、警察はきちんと配慮して手を打とうとしているのだ。」というのが見えてくるのではないかと思います。

(佐々木審議官)

政策評価という土俵の上でどこまでやれるのだろうかということはあるかもしれませんが、御指摘のような点を真剣に検討しなければならないと思います。

(妹尾委員)

もう1点伺います。震災では通信障害があったけれども、ツイッターやSNSなんかは動いていたという状況でした。警察は特別の通信をお持ちですが、それは大丈夫だったのでしょうか。

(樋口課長)

大丈夫でした。警察は電気通信事業者の専用回線を利用しておりまして、これは途絶した部分も多かったのですが、無線関係の回線を独自で構築しておりまして、それらは全部生き残りました。

また、先ほど停電の話がございましたが、中継所には非常用発電機が付いておりまして、付いていないところには、全国に機動部隊としております通信職員が非常用発電機を設置しました。さらには、長期間停電となりましたら、非常用発電機は燃料が必要なのですが、極端なところでは、50日近く停電状態が続いている中、通信職員が2泊3日の形で夜営をしながら給油を続けて、警察無線を最後まで死守したという例もございます。

これは、物的にインフラを整備してきたこととともに、人がいたというのが一番大きかったと思います。県単位で国の通信関係の出先機関を持っておりまして、全国から通信資機材、非常用発電機を東北に集めるとともに、人的にも全国から集めて手当をしており、警察の通信を最後までその機能を維持できた、あるいは長期的に維持できました。それによって、いろいろな災害対策に警察の無線が生かされてきたというのは、間

違うことです。阪神・淡路大震災と同じような状況が、今回、広範囲に長期間にわたって続いても、警察無線の機能が維持できました。

(妹尾委員)

そういった実績は誇って良いわけですね。

(樋口課長)

はい。胸を張って言えます。

(水本審議官)

行政機関相互間の連絡の在り方については、前から議論があるところではありますが、警察の中での通信としては問題がなかったわけです。

(樋口課長)

もちろん、今回の震災では教訓事項が多々ありましたので、今後に生かすべきものを生かしていきたいと思います。

(前田座長)

他に何かございますか。

(櫻井委員)

2点ほどあるのですが、1つは、実績評価書の100ページの業績指標「北朝鮮による拉致容疑事案、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案等対日有害活動に係る事案への取組状況」ですが、この「対日有害活動」という言葉の定義は何でしょうか。特定のセクションでしか使わない言葉なのではないでしょうか。また、事例で、「貿易会社社長らを外為法違反で検挙した。」というところで終わっているのですが、その後の処分はどうだったのでしょうか。

それから、101ページの評価の結果で、業績指標及びについては目標を達成し、業績目標についてはおおむね達成したことから、全体としてもおおむね達成したことなのですが、「しかしながら」の段落で、「国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案が発生した」となっていて、これをどのように整理するかと考えたときに、「評価したけれども台無し」といったニュアンスが多少出るように書くか、でなければ割り切って書かないか、どちらかにしなければならぬと思います。

(前田座長)

それでは、今の点につきまして、鎌田審議官から。

(鎌田審議官)

最初に、対日有害活動につきましては、主に外事警察で使われている用語ですが、最近できた言葉ではなく、ずっと以前からございます。典型的なものとしてはスパイ活

動が挙げられます。これは昔から行われておりますし、最近でもございます。それに加えて、各界関係者への違法な働き掛けといったものも含む概念でございます。

また、事例につきましては、検挙したということで、警察としては被疑者を確保してきちんと事件を処理したということなのですが、その後の処分につきましては、今、手元に資料がございませんので、確認して、後ほどお答えいたします。

また、国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案につきましては、現在も調査中ございまして、どのようなルートでこれが掲出されたのかということが解明されておりません。しかし、掲出されておりますデータを見ますと、警察職員が取り扱った蓋然性が高いデータが含まれているという状況もありますので、きちんと調査してかなければならないし、この件について触れた方が良いのではないかと考えておりました。評価そのものにつきましては、掲出事案の件は現在調査中ですが、他の内容に基づいて、全体としては可能だろうと思います。

(櫻井委員)

警察でやっていらっしゃることはそれでよろしいのですが、この研究会の使命と言いますか、この文章の書き方、書きぶりをどうするかということです。

(前田座長)

ですから、これを踏まえて修文をお願いしたいというのが櫻井先生の御指摘としますので、よろしくをお願いします。

(櫻井委員)

もう1点、実績評価書の67ページに「起訴前の没収保全命令による没収保全額」というのがあり、結構な金額だと思うのですが、没収した金額は国庫に帰属するのですか。

(官房長)

表に記載された金額は起訴前の没収保全額ですので、この金額の全てが直ちに国庫に帰属するわけではないのですが、没収判決の確定後、判決の執行によって国庫に帰属することになります。

(櫻井委員)

没収保全額が増えれば増えるほど良いという評価になっていますが。

(官房長)

国に金が入るから良いということではなく、起訴前の没収保全制度を活用して、犯罪組織から犯罪収益を確実に没収することにより、組織を弱体化させるとともに、新たな犯罪に対する抑止効果を期待しています。

(櫻井委員)

世の中にはもっと犯罪収益というものがあって、さらにその没収額が増えれば、よ

り犯罪組織が弱体化するということですか。

(官房長)

そのとおりです。

(妹尾委員)

もう1点よろしいですか。直接は関係ないかもしれませんが、「原発を狙うテロがあるはずだ。」とマスコミがよく書きますけれども、その対策は東電任せなのですか。それとも警察と連携されているのですか。

(鎌田審議官)

原発テロに関しましては、かねてから、今回の事故とは関係なく、対策を強化しております。それぞれの原子力発電所に武装した警察部隊を常駐させて、相当の火器・銃器を持ったテロリストにも対処できるようにしております。

今回の事故を受けて、原発を狙うテロが発生するのではないかという議論があることは承知しております。我々としては、現状でできる範囲で、現場に対する指示等も既に行っておりますし、必要な装備資機材や体制の整備につきましても、現に検討中でございます。

また、東電任せかということですが、決してそうではございません。福島第一原発も含めて、原子力発電所の警戒は事業者と連携しながら行っております。

(妹尾委員)

それは、何か法的整備があるのですか。それとも運用としてやっているのですか。

(鎌田審議官)

運用としてです。ただ、原子力発電所施設の安全基準は原子力安全保安院が策定しておりますが、そこには、テロ対策的な側面が盛り込まれております。

(妹尾委員)

あまり詳しいことは言えませんが、我々はかなり穴を見つけているのです。冗談半分ですが、「私がテロリストだったらここを狙う。」という部分があります。

(鎌田審議官)

いろいろな指摘があることは承知しております。とりあえず現在の部隊運用の範囲でできる限りのことは行いますし、警察の装備や体制が必要なのではないかと、あるいは事業者側の体制や施設の改善が必要なのではないかとといった議論もございますので、原子力安全保安院等の関係機関と連携して確実に進めていきたいと思っております。

(前田座長)

よろしいでしょうか。それでは私から。刑事局の被疑者取調べ適正化の部分で、監

督対象行為の件数が増えていて、ただ、これは1件だから横ばいということだと思っ
ますが、これは地域別に、どこの県警の発生が多いとか把握しているのでしょうか。

(神山審議官)

監督対象行為がどこで発生したかは承知しておりますが、地域に偏りがあるとい
うわけではありません。

(前田座長)

こういう不祥事的なものが起こっていると、可視化しなければならないという議
論になります。これに が付いていたので気になっただけです。

全体としては、組対に が多いのですが、これは数値目標を掲げて、成果が数値
として表れてこないということなのではないでしょうか、率直に言って、他と比べて組対はまずい
状況にあるということなのではないでしょうか。この表だけ見ますと、 が目立ってしまうので
すが、逆に、報道等を見ますと、山口組・弘道会対策を良くやっている印象があります。
その辺りのことはどうなのでしょう。

(官房長)

薬物にしても銃器にしても、数値としては伸びないのですが、それで世の中が悪
くなっているのかというと、そこは抑え込んでいるということはありません。組織犯罪対策
という新しい分野で意欲的に目標設定をしている点も、 が多い理由なのではないか
と思います。

(前田座長)

分かりました。ただ、この場でやや大雑把ですけれども全体を総括する意味は、警
察として、どの辺りが低めで、水がこちらに流れてきそうかどうかというのをチェックする
ということだと思います。これは流れがあって、どこが良いとか悪いとか言っても、その
ときにたまたまみずみがあって、そこが落ち込むということが、どうしてもあるのでし
ょうけれども。

全体として、他に何かございますでしょうか。

(妹尾委員)

これは別の見方ができないのかなと思うのですが、組織犯罪上の「稼ぎのビジネス
モデル」はどう変わってきているのでしょうか。つまり、暴力団は、初めはみかじめ料
を取っていたのが、そのうち麻薬に手を出すようになって、更には麻薬をやるよりはも
っと別のことをやろうというふうに、稼ぎのメインが変わってきています。それらへの
対処の中で、いろいろな業績指標が出てきているのだと思います。犯罪組織はどんなビ
ジネスで稼ぎをするようになってきたのか、知能犯罪に移ってきたとか、模倣品はい
くらやっても稼ぎはいいが処罰は軽いから、そちらに移っていったといった話があり
ます。世界の麻薬の流通額よりも海賊版・模倣品の流通額の方が上回るという統計もあり
まして、彼らは低リスク・高リターンの方に移っていくに決まっているわけで、それら

を踏まえた対処を先行して行った上で業績指標を設定しないと、ばかりで肝心なところが抜けてしまいかねません。ビジネスモデルという言い方が良いかどうか分かりませんが、彼らは金を稼ぐということをビジネスとしてやっていて、我々は、そのビジネスモデルがどのように変化するのかを先読みしなければならないのではないかと思います。

(神山審議官)

暴力団が昔からずっと同じことばかりをやっているのではないということは、おっしゃるとおりなのですが、例えば、薬物にはこれまでも一定の関与が認められ、それは今後も続くでしょうし、経済面で、いわゆる合法的な経済活動にどのように食い込んでいくのかという点では、証券業界における暴排の取組ですとか、銀行業界における口座開設その他取引での暴排の取組をお願いするというように、彼ら犯罪組織がそちらに進んでいるであろうと思われる方向に対する警察としてのアプローチは、単なる取締りというのではなく、暴排のような形で各種業界と協力しながら、先手を打っているかどうかはともかく、主要な稼ぎどころとなりそうなものには対応しております。

(前田座長)

それに関連して、震災の復旧・復興でのがれき処理とか産廃というのは、その世界に近いのではないのでしょうか。彼らは、アメーバのように儲かるところに入り込んでいきますので、復旧・復興でどれだけのお金をつぎ込んで、そのうち一体いくらが彼らに流れていくのかということは、警察も気にされているのでしょうかけれども、だからといって、復旧・復興の足を引っ張ってはいけないし、難しいと思います。

それではよろしいのでしょうか。それでは議題1を終わりにして、次に「目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組の実施について」ですが、総務課長から願います。

(山下課長)

それでは、議題2の「目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組の実施について」を説明いたします。本年4月27日に、総務省行政評価局長から各省庁の官房長等に対して、「平成23年度における政策評価の実施について」と題する通知が発出され、その中で、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組」として、平成23年度に新たな様式で評価書等を作成することが求められました。そのため、当庁でも試行的取組として、お手元の資料4の中の資料 から資料 までのものを試作いたしました。

資料 と資料 は、「事前分析表」というもので、前回の研究会で御議論いただいた平成23年度の「実績評価計画書」に相当するものでございます。

今回は、基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」に対応するものに限って試作いたしました。資料 が基本目標2に関する事前分析表で、資料 は基本目標2の下の6つの業績目標に関する事前分析表です。資料 の1枚目をご覧になりますと、真ん中辺りに円で囲ってある部分でございしますが、これが各業績指標における目標を記載する欄でございします。

資料 と資料 は、「評価書」というもので、先ほどの議題1で御議論いただいた平成22年度の「実績評価書」に相当するものです。こちらも、基本目標2に対応するものに限って試作いたしました。資料 が基本目標2に関する評価書で、資料 が基本目標2の下の6つの業績目標に関する評価書です。資料 の1枚目の裏をめくっていただきますと、真ん中辺りに大きく円で囲ってある部分がございますが、これが各業績目標における評価の結果を記載する欄でございます。

資料 は、「整理表」というもので、政策評価の目標と、後ほど説明いたします行政事業レビューの項目との関連を整理したもので、こちらも基本目標2に限って試作いたしました。

なお、資料 は、総務省が示した様式には含まれておりませんが、政策評価と行政事業レビューとの対応関係に係る理解を助けるために、警察庁で独自に作成したものです。

そもそも、どうして今回このような試行的取組を行うこととなったのか、その経緯について説明いたします。平成21年に、行政刷新会議におきまして、国が行う事業についていわゆる「事業仕分け」が行われ、政策評価も事業仕分けの対象となりました。その結果、政策評価は「抜本的な機能強化」が必要であると評価されるに至りました。その抜本的な機能強化の一環として総務省が打ち出したのが、「政策評価と行政事業レビューとの連携」でございます。

行政事業レビューとは、昨年、行政刷新会議が打ち出した新しい取組ですが、各府省が行う事業について、予算の観点から自己点検する取組でございます。昨年は、21年度予算事業につきまして、各府省で行政事業レビューを行っておりまして、当庁でも実施いたしました。総務省は、今回の通知によって、政策評価に行政事業レビューの記述、特に予算額や執行額を盛り込むことで、例えば、各府省における予算要求等の検討材料として政策評価の結果が活用されることなどを期待して、今回の試行的取組を各府省に要請しているのでございます。

政策評価と行政事業レビューは、いずれも施策ないし事業の自己評価・自己点検を行うものであるという点では似ているのですが、政策評価は、検挙率等、国民生活への影響をできるだけ数値化した指標を重視して事業を検証する一方、行政事業レビューは予算額や執行額に着目して、事業の効率性等を検証するといった違いがあります。

警察庁は、いわゆる事業官庁ではございませんので、政策評価と行政事業レビューとは、事業・項目の切り分け方が大きく異なっております。

資料 をご覧ください。

左側に縦に記載しているのが、前回実施した行政事業レビューの項目です。右側には、政策評価の基本目標との対応関係が示されています。

行政事業レビューの項目の1の「長官官房」から6の「警備警察」までは、政策評価の基本目標とおおむね一対一で対応しています。例えば、3の「刑事警察」は、基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」と対応しており、4の「組織犯罪対策」は、基本目標3「組織犯罪対策の強化」と対応しております。

他方、行政事業レビューの7の「電子計算機運営」以下は、おおむね複数の基本目標と対応しており、全ての基本目標と対応しているものも相当数あります。

このように、行政事業レビューの項目は、政策評価の業績目標とは対応せず、基本目標と対応しております。一方、業績指標の目標達成状況について記述しようとしたしますと、業績指標は、基本目標単位ではなく業績目標単位で設定しております。したがって、警察庁では、事前分析表も評価書も、それぞれ基本目標単位と業績目標単位の2種類を作成する必要があります。

具体的には、資料 1 をご覧ください。

基本目標2「犯罪捜査の的確な推進」で事前分析表を試作したのが、資料 2 でございます。この資料の下半分の「関連する行政事業レビューの項目」欄をご覧ください。「電気計算機運営」や「警察通信」等、「刑事警察」以外の項目は、先ほどご覧いただきましたように、複数の基本目標に関連いたしますが、その予算額・執行額につきましても、そのうちどれくらいの金額・割合が基本目標2に関連するのかを算出することは事実上不可能でございます。したがって、ここで記載している予算額は全体額でありまして、資料 1 の一番下の注1のように、「刑事警察以外は複数政策に関連するものであり、本施策の予算額又は執行額に相当するのはその内数である。」と注意書きを付けざるを得ないわけでございます。果たして、このような記載しかできない中、こうした予算額や執行額の金額の大小や推移から、基本目標2に係る施策に及ぼす影響を分析することはなかなか容易でないと考えております。

このように、警察の予算には、「警察通信、警察装備、警察教養のように、施策横断的な費目が多く、その予算額も大きい。」という特性があります。また、他の特性といたしましては、「政策評価の対象となる事業は、警察庁と都道府県警察が一体となって実施するものが多く、そのため、当該事業を実施するための予算は、国費、補助金の他、純粋な県費といったものが混在している。」ということも挙げられ、このうち行政事業レビューの対象となるのは、国費、補助金といった警察庁の予算、国の予算だけでして、純粋な県費は対象になっておりません。また、検挙等の各種警察活動はマンパワーによるところが大きいのですが、人件費は行政事業レビューの対象になっておりません。

こうした警察の予算の特性を踏まえながら、今回、試行的取組として基本目標2に係る新様式での評価書等を試作しましたが、政策評価と行政事業レビューとのリンクは基本目標単位で行わざるを得ないことからシートの構成が複雑になる上に、両者をリンクさせたところで、総務省が期待するように政策評価の結果を予算要求等の検討材料として活用することは難しいのではないかと危惧しております。

なお、本年の行政事業レビューについてですが、現在、会計課が中心となって作業中でございます。したがって、今回の「試行的取組」では、昨年行った行政事業レビューでの記載額をそのまま記載しております。

資料 1 は、基本目標2の下6つの業績目標の事前分析表で、各業績目標における指標を掲載しております。いわば「資料 1 のサブシート」という位置付けになります。

資料 2 と資料 3 は、基本目標2に関する評価書で、只今申し上げたのと同様に、資料 2 が評価書の本体、資料 3 がそのサブシートという関係にあります。

今回試作いたしました資料ですが、冒頭で申し上げた総務省からの通知により公表することとされておりますので、研究会の配付資料として議事録等とともに警察庁ウ

ウェブサイトで公表することを予定しております。

また、今後の取組ですが、目標管理型の政策評価の改善方策に係る24年度以降の取組は、今回の試行的取組の実施状況、各行政機関の意見、総務省の政策評価分科会における議論等を踏まえ、検討することとされております。

国家公安委員会・警察庁の政策評価において、この新しい様式に移行することの適否につきましては、本日、委員の皆様から賜った御意見を踏まえつつ、また、今後の総務省の判断や他の府省の動向も踏まえながら検討してまいります。

説明は以上です。

(前田座長)

ありがとうございました。御質問等がございますでしょうか。

どれだけ意味があるのかということなのですが。

(妹尾委員)

1点よろしいでしょうか。やはり「警察教養」という言葉は変わらないのですね。

(山下課長)

これは、予算の項目立ての名称をそのまま使っております。

(官房長)

法律用語です。警察法の中に警察教養という言葉が残っております。

(前田座長)

正直なことを申しますと、国の政策で必要なことをやるのにエネルギーを使うのは良いのですが、なるべく無駄を省いていただきたいというのが本音です。それが事業仕分けの狙いはずです。

外にオープンにすることによって、いろいろとチェックが入ることが期待されているので、それがどうなるか分かりませんが、やってみて、役に立つようであれば良いのですが。

作業は大変ですよ。

(山下課長)

はい。会計課を中心に相当苦心をしながら、総務省が示した様式はそのままでは使えませんので、各省庁のカスタマイズは認められておりますので、カスタマイズしながら、できるだけ総務省の通知の趣旨を取り入れながら、何とかやってみたといたところでございます。

資料で、いわゆる事業官庁ですと、行政事業レビューの項目として、右側にはいろいろな予算事業が並んで、その事業のツリーというものが出来上がって、それが施策の手段として整理されることとなります。そして、行政事業レビューで一度レビューしているので、それを政策評価で使えば良いのではないかとというのが、「政策評価と行政

事業レビューとの連携」の話です。

総務省から通知をもらう以前の段階で、総務省には、先ほど説明いたしました警察の予算の特性等を話しまして、事業官庁のようにうまくはいかないということを説明してきたのですが、とにかくやってみてくださいということなので、試行いたしました。

(櫻井委員)

各省庁一律ではないので、違いを説明すれば、それなりに対応できるということですよ。

(山下課長)

各省庁の事情を踏まえながら、あるいは試行的取組を行ってみて、どうするかを検討するという事です。もちろん、各省庁の判断はございますが。

(櫻井委員)

この取組の出発点は、まず政策評価自体が無駄であると言いますか、膨大な紙の無駄遣いだということがあって、政策評価をもう少し実のあるものにしようということで、予算とセットにしたという、机の上の議論としては大変美しいものがあって、個別の案件では、うまく当てはまるものがあるというものだと思っております。警察の場合も、制度官庁ですから、横断的なものもあるかもしれませんが、たぶん、個別の案件でうまく当てはまるものがあるのではないかと思います。本日議論した実績評価書の業績目標や業績指標で、どれくらい予算をかけてやっているのかということには関心があるところです。

(妹尾委員)

大変ですねとしか言いようがありません。せっかくやるのでしたら、こちら側に得になるような工夫があれば良いと思います。これも机上の議論ですが。

(山下課長)

先生方の御意見を踏まえながら、検討していきたいと思っております。

(前田座長)

よろしいでしょうか。それでは報告事項に移ります。報告事項は、「規制の事前評価書の作成・公表について」と「平成22年度政策評価実施結果報告書(案)について」の2点でございます。情報公開・個人情報保護室の桐原室長よりお願いします。

(桐原室長)

それでは、報告事項1の「規制の事前評価書の作成・公表について」を報告いたします。資料5、資料6をご覧ください。資料5が規制の事前評価書、資料6がその要旨でございます。こちらは、本年3月に、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正いたしました。同法の規制対象となる事業者には『電話転送サービス事業

者』を追加すること」と、「規制対象の事業者が顧客について確認しなければならない事項を追加すること」の2つの規制を新設するに際して、その費用・便益の観点から事前評価を行ったものです。今回の改正案によって、「電話転送サービス事業者は、一定の取引に際して、顧客の本人確認等を行うこと」、「規制対象事業者は、顧客に対して、一定の取引に際して、当該取引を行う目的等を確認すること」が法的に義務付けられるわけですが、「規制の事前評価書」では、これらの義務を努力義務とすることを代替案として、その費用・便益を比較検討した結果、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価しております。また、本評価書及び要旨につきましては、警察庁のウェブサイトで公表しております。

続きまして、資料7をご覧ください。報告事項2の「平成22年度政策評価実施結果報告書（案）について」でございます。こちらは、総務省が、平成22年度中の各行政機関における政策評価の実施結果等を国会に報告するために取りまとめた資料から、国家公安委員会及び警察庁に関連する部分を抽出して作成したものでございます。この資料は、既に昨年の研究会で御議論いただいた各評価書に基づく記述、あるいは予算要求等の事実に基づく記述で構成されておりますので、報告事項とさせていただきます。

報告は以上です。

（前田座長）

ありがとうございました。今の点も含めまして、全般的に何か質問等ございますでしょうか。

（鎌田審議官）

先ほど櫻井委員より御質問がございました事例の処分結果についてですが、被告人につきましては懲役1年6月、執行猶予3年です。法人は120万円の罰金です。

（櫻井委員）

軽いですね。もっと重くしないと。

（前田座長）

他にございますでしょうか。

それでは補足の質疑、意見交換も終了しましたので山下課長にお返ししたいと思います。

（山下課長）

本日はありがとうございました。お手元の資料につきましては、卓上に残していただければ、後日お送りいたします。次回は「平成24年度政策評価の実施に関する計画（案）」を中心に御議論いただく予定にしております。日程につきましては、来年2月ころを目途として、別途調整させていただきたいと思っております。私からは以上です。

(前田座長)

それでは本日の研究会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

以 上